

# 田上町公共施設等総合管理計画

改定：令和8年3月

作成：平成28年3月

新潟県 田上町

# 目次

第1章 計画概要	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第2章 現状と課題	3
1. 保有資産の現状と見通し	3
(1) 保有資産の概要	3
(2) 施設の推移	6
(3) 類似団体との延床面積の比較	7
(4) 現状と見通し	8
2. 人口の現状と見通し	10
(1) 町の人口推移	10
3. 財政の現状と見通し	12
(1) 歳入（普通会計）	12
(2) 歳出（普通会計）	13
4. 修繕・更新費の将来予測	15
(1) 施設の耐用年数経過時に単純更新した場合の更新費用	15
(2) 長寿命化対策を実施した場合の更新費用	15
第3章 公共施設等総合管理基本方針	16
1. 計画期間	19
2. 現状や課題に関する基本認識	19
(1) 総量に関する基本認識	19
(2) 修繕・更新費用に関する基本認識	19
(3) 公共施設等の整備等に関する基本認識	19
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	20
(1) 点検・診断等の実施方針	20
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	20
(3) 安全確保の実施方針	20
(4) 耐震化の実施方針	20
(5) 長寿命化の実施方針	20
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	20
(7) 脱炭素化の推進方針	21
(8) 統合や廃止の推進方針	21
(9) PPP/PFIの推進	21
(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	21
4. 取組体制の構築及び情報共有方策の検討	22
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
1. 町民文化系施設	23

2. 社会教育系施設 .....	23
3. スポーツ・レクリエーション系施設 .....	23
4. 産業系施設 .....	23
5. 学校教育系施設 .....	23
6. 子育て支援施設 .....	24
7. 保健・福祉施設 .....	24
8. 行政系施設 .....	24
9. 上下水道 .....	24
10. 公園 .....	24
11. その他の施設 .....	24
第5章 更新費用の推計方法 .....	26

**【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】**

①端数処理について本計画で取り扱う数値は、金額については単位未満で切り捨て、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

②調査時点について

本計画に実績値を掲載する場合、数値は、2025（令和7）年4月1日時点の基本としています。



# 第1章 計画概要

## 1. 計画の目的

公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となっている中、本町においても厳しい財政状況が続く中で、人口減少や少子化・高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。よって今後は、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化する必要があります。また、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することで、本町の実情にあったまちづくりを進めることが可能となるほか、国土強靱化に資するものとなります。

本計画は、町の将来人口や財政見通しを踏まえ、公共施設等の現状や課題を明らかにし、公共施設等の総合管理に関する基本的な方針を示すものです。平成27年度に策定した計画の期間が終了することから、新たに今後10年間の方針について示すものです。

## 2. 計画の位置づけ

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、「安全で強靱なインフラシステムの構築」や「総合的・一体的なインフラマネジメントの実現」等を目指すべき姿と定めています。また、計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針として、各インフラを管理・所有する主体が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう促しています。

一方、町では第6次総合計画や第2次総合戦略に基づく町政運営を行っているほか、固定資産台帳等との整合を図ったうえで、公共施設等の総合的な管理を行う計画として位置付けます。

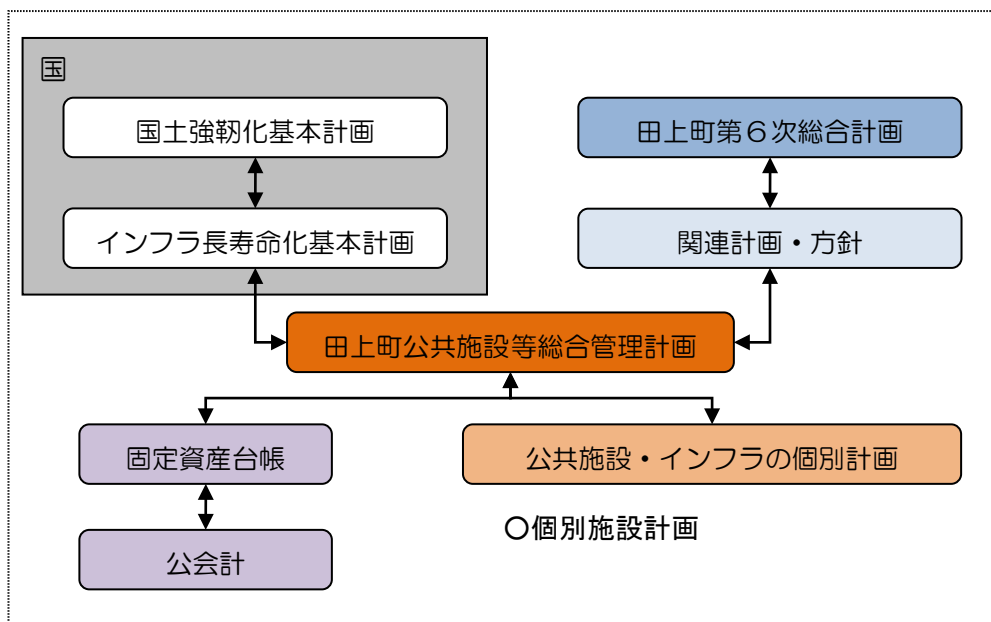


図1 本計画の位置づけ

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、以降、継続的な更新を行います。また、計画期間内であっても社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、速やかに改定するものとします。

公共施設等総合管理計画は、公会計の導入に伴い作成する固定資産台帳の資産情報と密接な関係があることから、最新の情報を共有できる状態を確保するものとします。

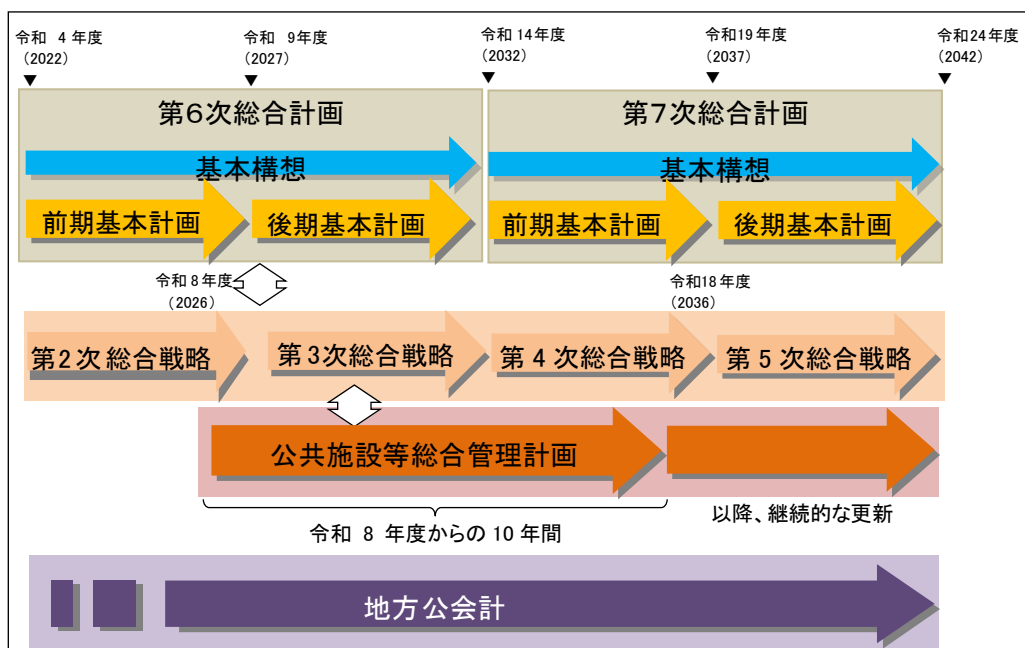


図 2 公共施設等総合管理計画の期間

※：インフラ（インフラストラクチャー）：国民生活や社会経済活動に必要な公共施設で道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤、上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するものの総称。本計画においては、道路、橋梁、トンネル、上水道、下水道を指します。

## 第2章 現状と課題

### 1. 保有資産の現状と見通し

#### (1) 保有資産の概要

##### ①公共施設

本計画の対象とする公共施設について、平成27年度末時点で保有する公共施設の延床面積は51,999.37㎡でしたが、令和6年度末時点では54,287.26㎡であり、2,287.89㎡の増となります。

※対象施設の大分類・中分類は「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成28年版)(以下「仕様書」という)」の施設分類に準拠しました。

表1 公共施設一覧表

大分類	中分類	平成27年度	令和6年度	増減
		延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)
町民文化系施設	集会施設	3,628.05	5,097.23	1,469.18
社会教育系施設	博物館等	371.55	371.55	0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,475.81	3,475.81	0
	レクリエーション施設・観光施設	179.63	179.63	0
産業系施設	産業系施設	2,170.71	2,164.71	△6.00
学校教育系施設	学校	23,582.32	23,582.60	0.28
	その他教育施設	441.07	443.15	2.08
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2,371.76	2,371.76	0
保健・福祉施設	保健施設	2,035.91	2,035.91	0
	高齢福祉施設	2,066.37	2,066.37	0
	障害福祉施設	201.47	201.47	0
行政系施設	庁舎等	5,361.60	5,329.55	△32.05
	消防施設	247.73	275.35	27.62
	その他行政系施設	919.26	919.26	0
上水道施設	上水道施設	830.96	830.96	0
下水道施設	下水道施設	2,099.84	2,099.84	0
公園	公園	666.39	666.39	0
その他	その他	1,348.94	2,175.72	826.78
総合計		51,999.37	54,287.26	2,287.89

本町が保有する公共施設の総延床面積は、令和6年度末で5.4万㎡弱です。その内訳は「学校」が43.4%と最も多く占めており、学校教育系施設が群を抜いて多くなっています。次いで、行政系施設である「庁舎等」が9.8%を占めており、この二分類の施設を合わせると施設合計の半数強となります。

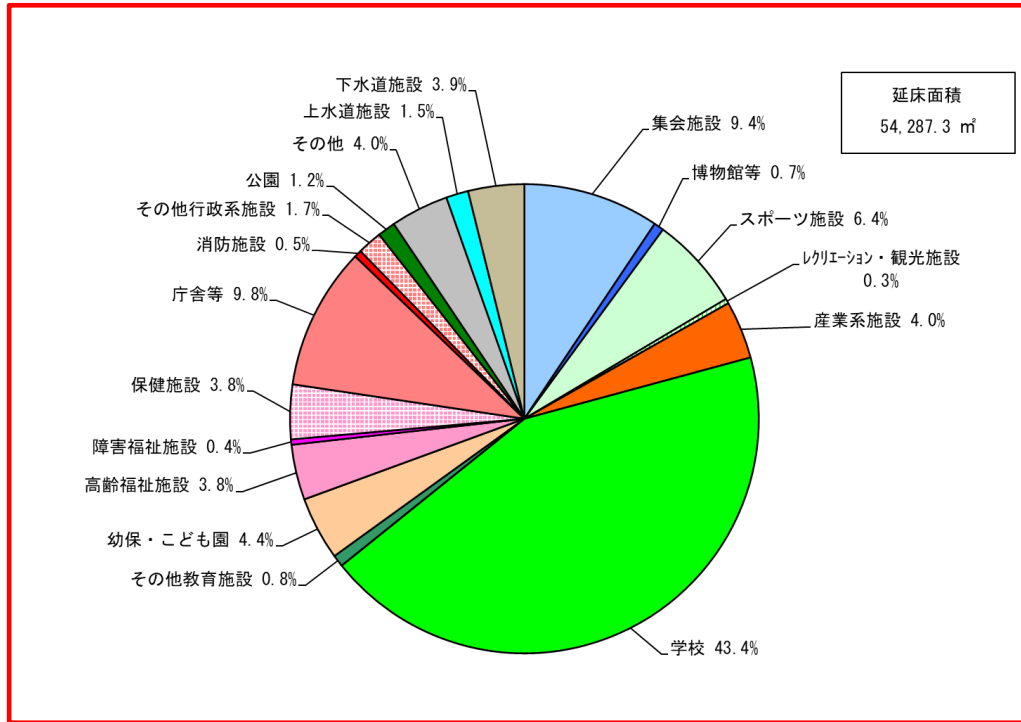


図 3 分類別延床面積の内訳

公共施設を建築年度別にみると、1980年代前半に学校教育系施設の建設が集中しているほか、1995年の行政系施設（庁舎等）の設置が大きな特徴となっています。

また、1981年前の旧耐震基準で建設された公共施設の割合は34.7%となっています。

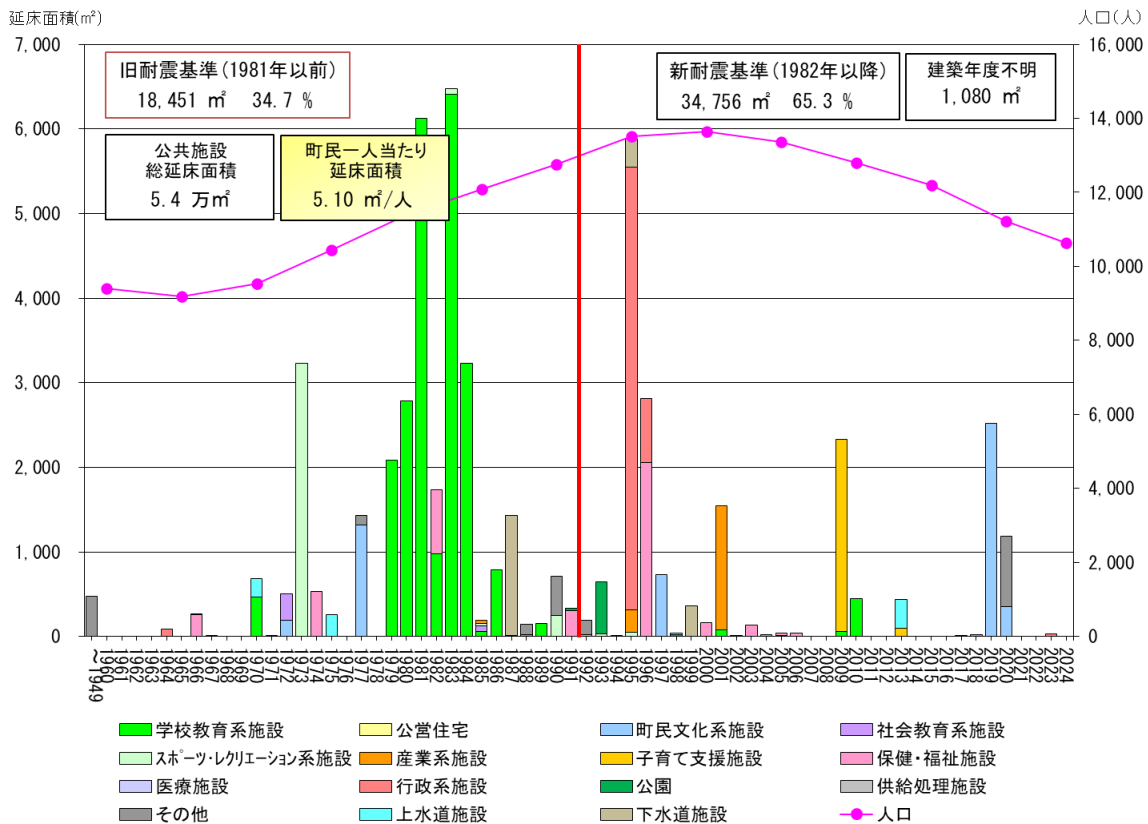


図 4 建築年度別整備状況

## ②インフラ施設

本計画の対象とするインフラについて、施設分類で集計・整理した一覧は以下のとおりです。

表 2 インフラ施設一覧表

大分類	中分類	平成 27 年度		令和 6 年度	
		延べ面積 (㎡)	実延長 (m)	延べ面積 (㎡)	実延長 (m)
1) 道路	一般道路	1,177,328	241,958	1,199,122	243,942
	自転車歩行者道	24,814	8,795	26,022	9,180
	農道	6,332	1,284	0	0
	林道	20,365	5,390	21,750	5,944
2) 橋梁		5,938	1,142	6,098	1,168
3) トンネル		780	181	780	181
4) 上水道			111,717		115,910
5) 下水道			44,249		44,556

※：小数点以下四捨五入

## (2) 施設の推移

### ①過去に行った対策の実績

前計画期間内に、行った主な取組は以下のとおりです。

表 3 平成 28 年度以降に行った主な取組の実績

区分	施設名
新設	田上町交流会館（平成 29 年度～令和元年度） 道の駅たがみ（平成 30 年度～令和 2 年度）
長寿命化対策	田上町地域学習センター（旧原ヶ崎交流センター） （平成 30 年度～令和 2 年度）
大規模改修	総合保健センター空調設備入替（平成 28 年度） 田上小学校空調設備設置（令和元年度～2 年度） 羽生田小学校空調設備設置（令和元年度～2 年度） 田上中学校空調設備設置（令和元年度～2 年度） 湯っ多里館空調設備更新（令和 5 年度～6 年度） 羽生田小学校体育館屋根改修（令和 5 年度）

### ②有形固定資産減価償却率の推移

令和元年度の 65.1%から令和 5 年度は 70.4%と 5.3 ポイント上昇しており、老朽化が進んでいる傾向にあると捉えることができます。今後も財政状況を踏まえ適切に維持更新していく必要があります。

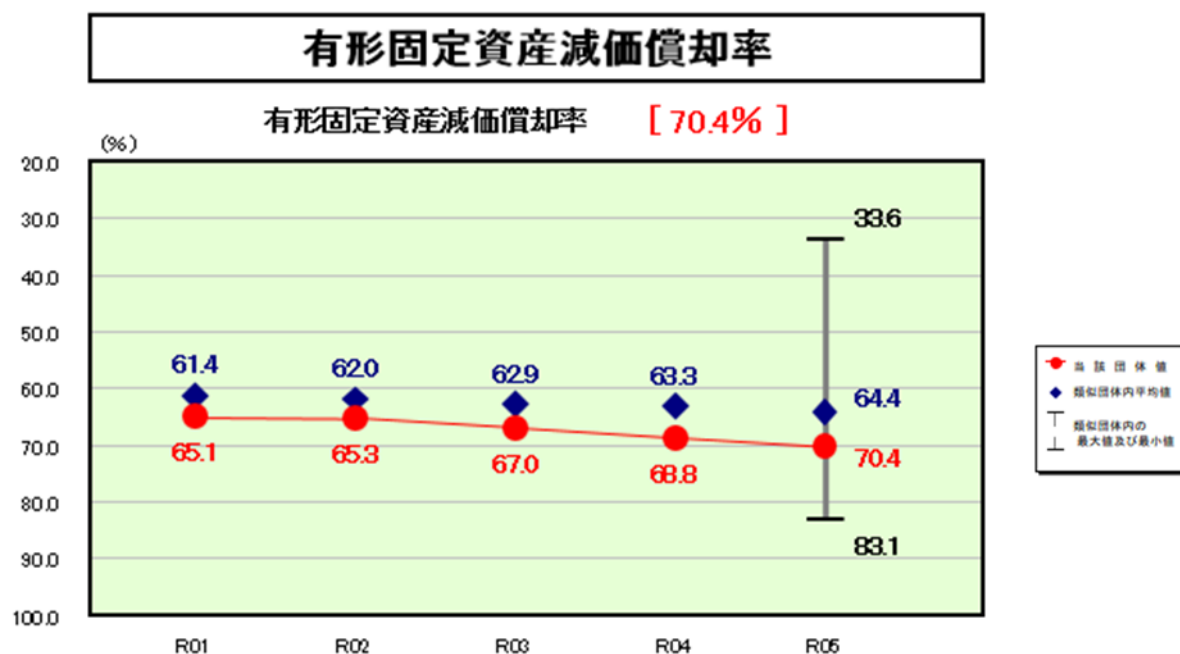


図 5 有形固定資産減価償却率の推移

### (3) 類似団体との延床面積の比較

本町の一人あたりの公共施設延床面積は、令和5年度末現在、総務省が公表する「公共施設状況調経年比較表」及び「住民基本台帳人口」のデータによると、4.76 m<sup>2</sup>となっています。これを類似団体と比較すると、未合併自治体の平均（赤線）よりも低くなっています。

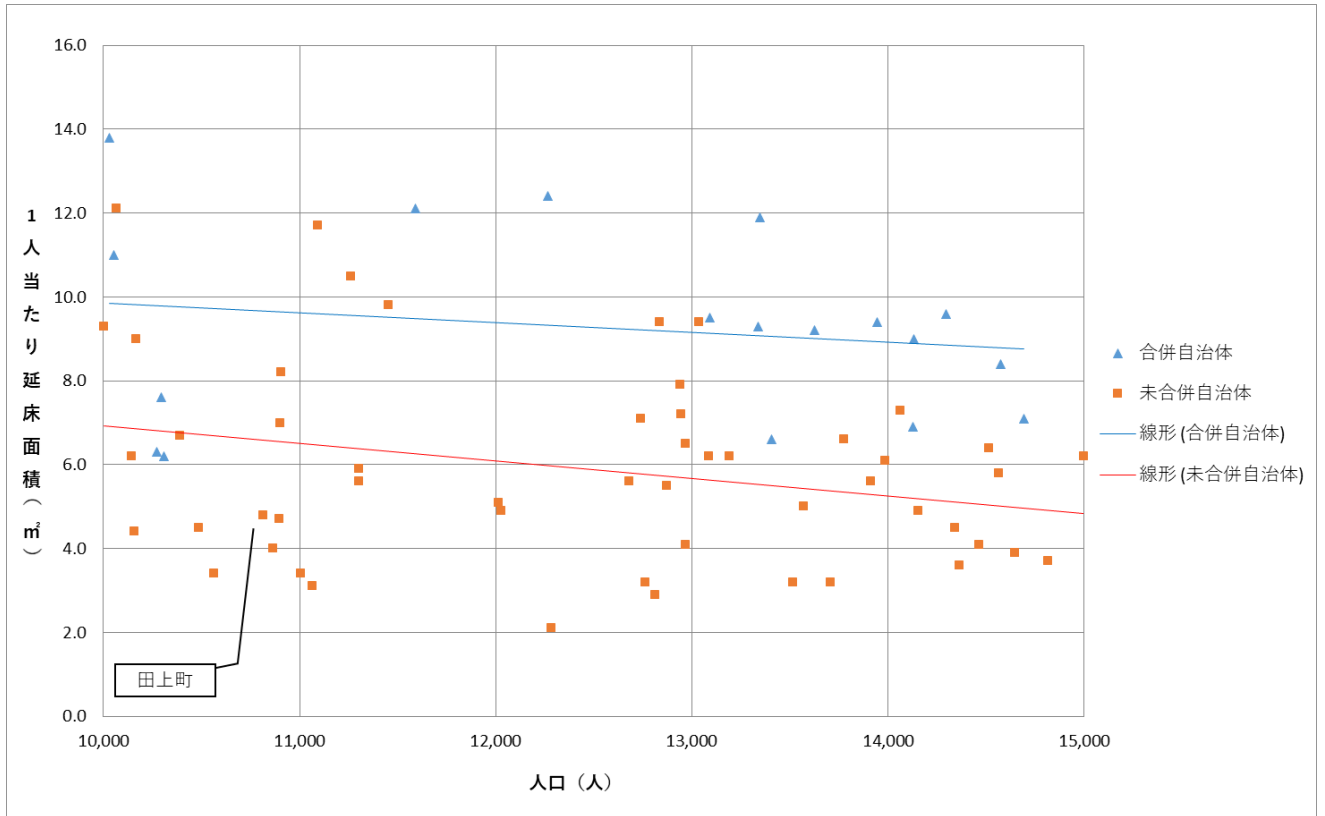


図 6 町民一人あたりの延床面積比較

- ※：総務省の「公共施設状況調（2023）」及び「住民基本台帳人口」の2025(R7). 1. 1 現在データより。
- ※：類似団体…全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「一般市」「特別区」「町村」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化し、合計 35 のグループに分けている。そのなかで同じグループに属する自治体を指す。田上町は、Ⅲ－2（人口1万人以上1万5千人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%以上の団体）で、70団体が属している。
- ※：他市比較の便宜の観点から、総務省の公共施設状況調査の統計数値を使用しているため、本計画における総延床面積と一致しません。

(4) 現状と見通し

本計画の対象とする公共施設について、町有施設の老朽化の状況や利用状況等を整理します。

①老朽化の状況

1) 築年数の状況

1981年以前の旧耐震基準で建築された主な公共施設は以下のとおりとなっています。文化財として保全される椿寿荘を除き、田上中学校や羽生田小学校などの学校教育系施設、田上町ふれあいセンターや老人憩いの家（心起園）などが該当します。田上中学校の耐震改修は実施済で、羽生田小学校は耐震診断の結果、改修は不要と判定されています。

表 4 旧耐震基準の主な建築物

建物名	大分類	建築年度
椿寿荘	スポーツ・レクリエーション系施設	1918
田上町ふれあいセンター(旧母子健康センター)	保健・福祉施設	1966
田上町保明交流センター(旧青年研修所)	町民文化系施設	1972
民俗資料館	社会教育系施設	1972
田上町民体育館	スポーツ・レクリエーション系施設	1973
老人憩いの家(心起園)	保健・福祉施設	1974
田上中学校	学校教育系施設	1979
羽生田小学校	学校教育系施設	1981

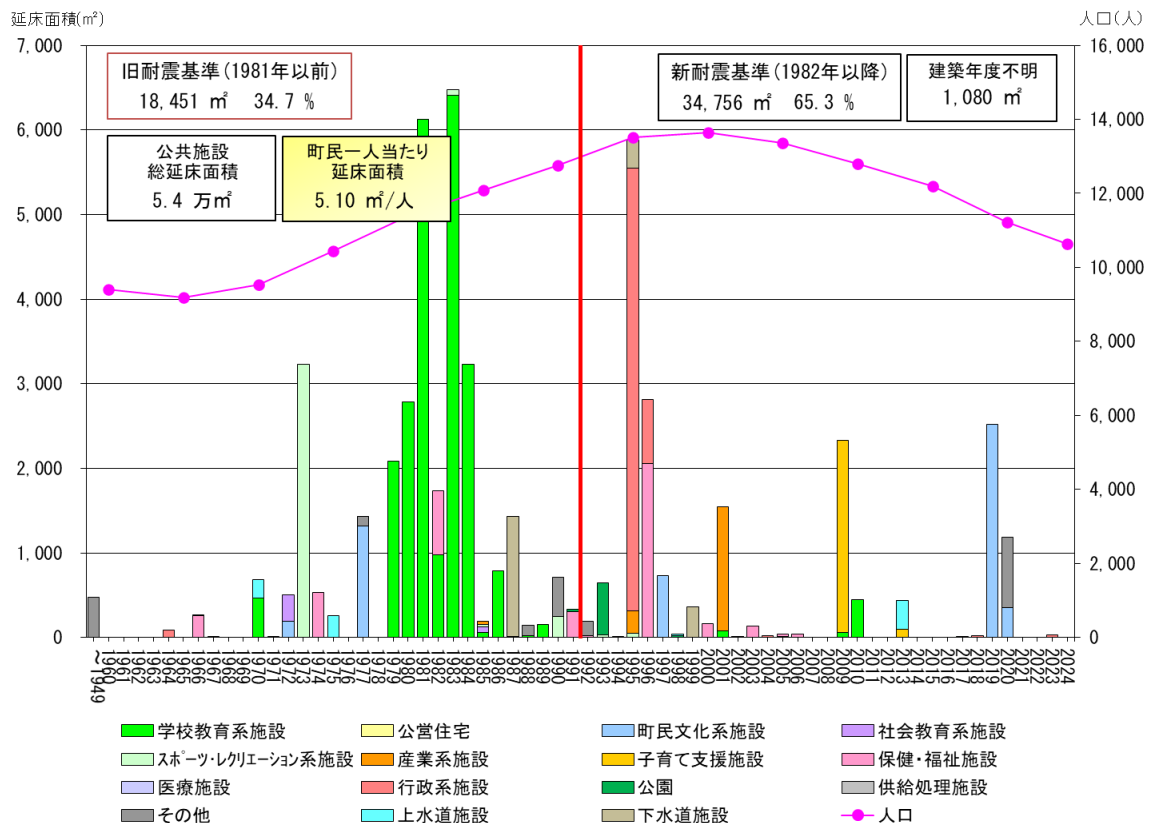


図 7 建築年度別整備状況(再掲)

## 2) 耐震化の状況

旧耐震基準で建設された公共施設は 18,451 m<sup>2</sup>であり、そのうち法的に耐震化が義務付けられている施設については耐震診断を実施し必要な改修は完了しています。これ以外の施設については耐震診断、耐震改修の実施は努力義務となります。

新耐震基準で建設された公共施設は 34,756 m<sup>2</sup>となっています。旧耐震基準で建設された公共施設のうち、耐震化が不要な施設は新耐震基準として整理しています。

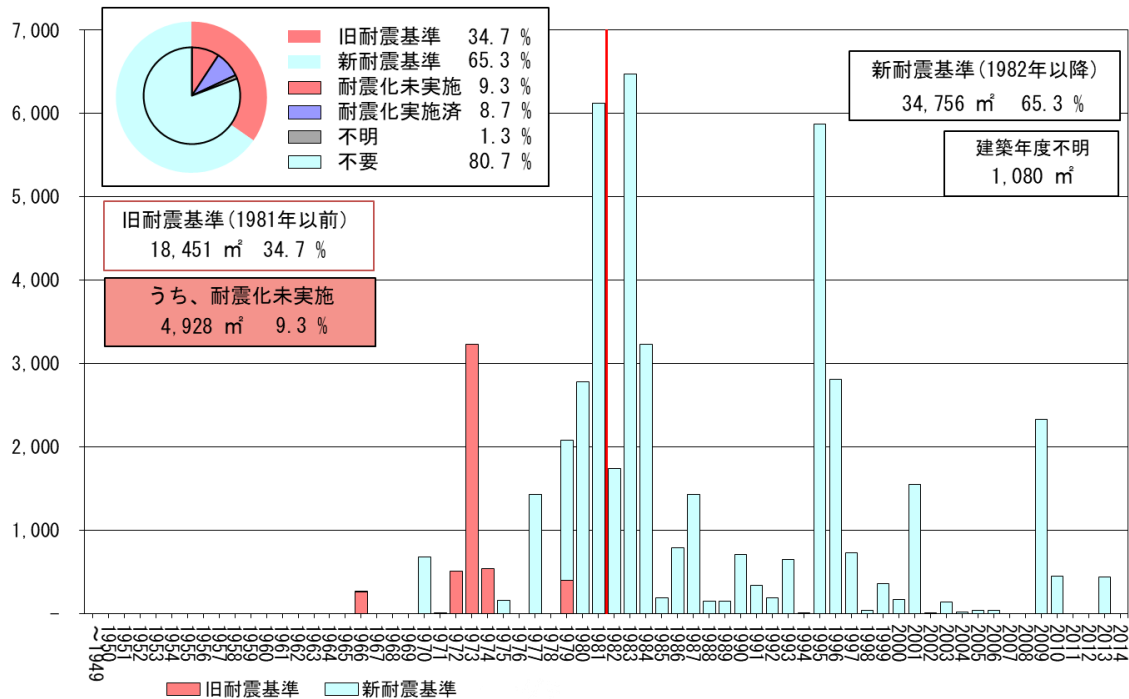


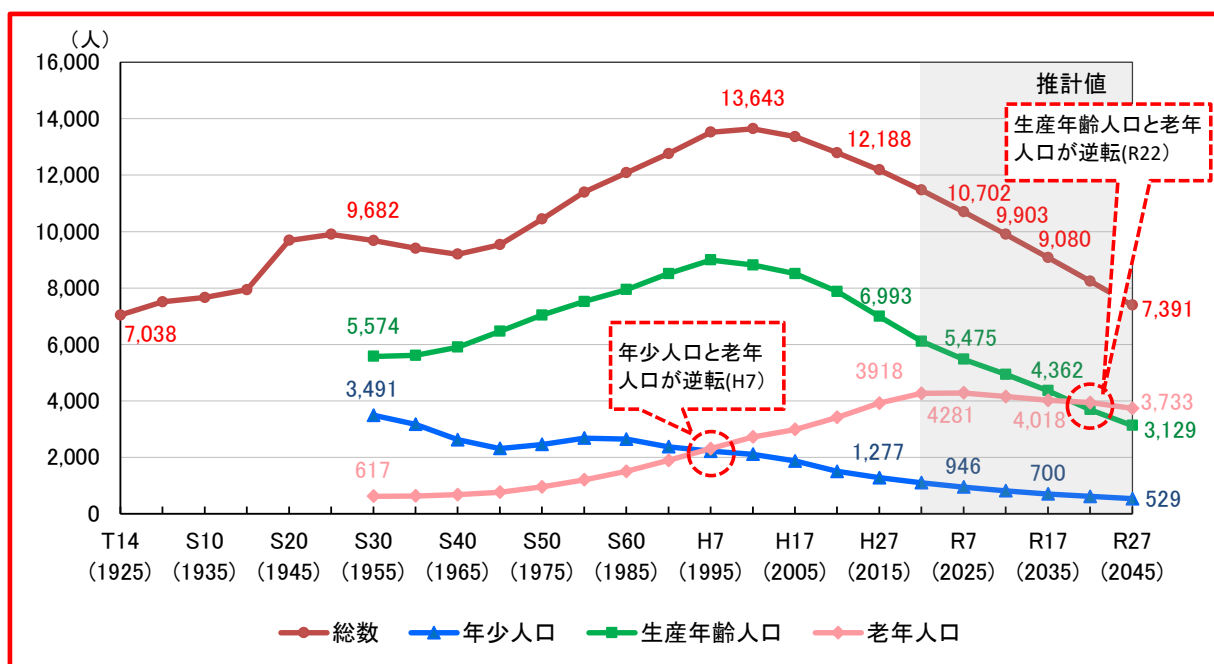
図 8 耐震補強の実施状況

## 2. 人口の現状と見通し

本町における今後の総人口や年代別人口等について、今後 30 年の見通しを推計するとともに、各種文献等より県内、他市町村等との比較を行い、人口動態等の課題を整理します。

### (1) 町の人口推移

令和4年3月に策定した「田上町人口ビジョン」によると、町の人口は平成12年（2000）の13,643人をピークに減少を続けており、平成27年（2015）には12,188人となっています。令和4年3月に策定した「第2次田上町人口ビジョン」によると、平成27年度の国勢調査悔過をもとに推計した町の将来人口は令和57年（2045）には7,391人になるとされています。これは平成27年（2015）の12,188人に対し、39.4%の減少となります。



※：出典：国勢調査（H27 まで） 社人研推計値（R2 以降）

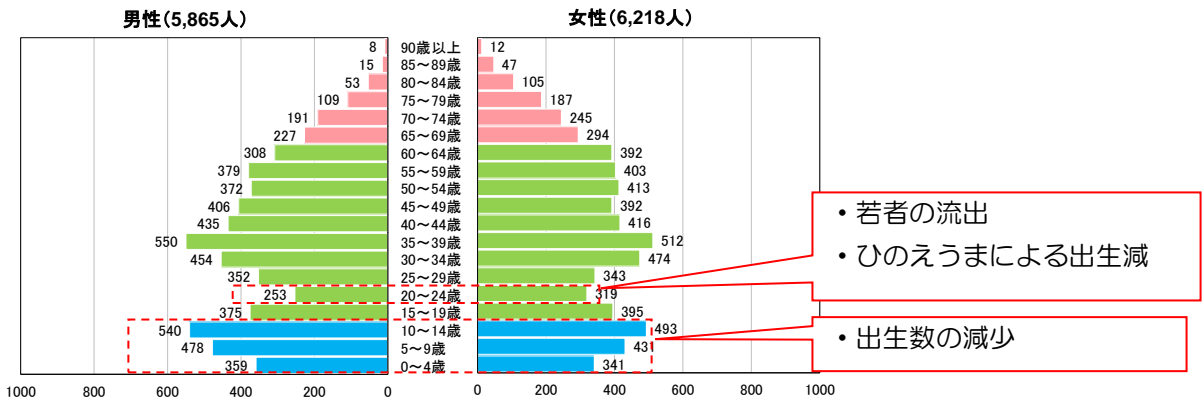
図 9 田上町における人口総数・年齢3区分別人口の推移

また年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）は昭和30年（1955）に人口の36.1%を占めていましたが、平成27年（2015）年には10.5%に減少しています。老年人口（65歳以上）は昭和30年（1955）に人口の6.4%でしたが、年々増加を続け平成7年に年少人口を上回り平成27年（2015）には32.1%に増加しています。第2次田上町人口ビジョンによる試算では、令和27年（2045）に年少人口は人口の7.2%、老年人口は50.5%になると推計されています。

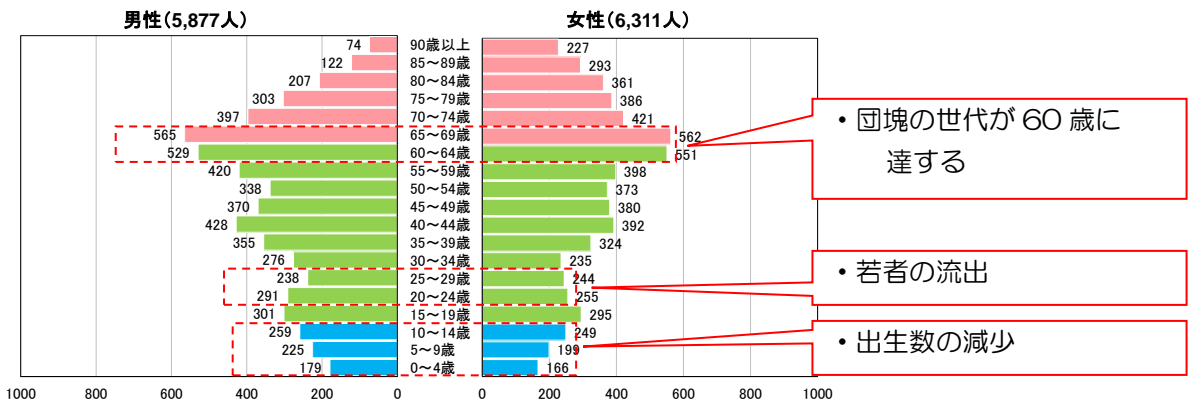
人口ピラミッドの推移では、昭和60年は、20代の若者が町外へ流出している傾向が強く、平成27年はこの傾向に少子化の傾向が加わりました。将来はこの傾向がさらに進み、若年層ほど人口規模が小さくなります。特に女性の老年人口が最も多い年代となります。

全国的に人口減少、少子高齢化は進んでいますが、本町においても同様の状況であり公共施設等の整理統合や町民ニーズに合わせた施設のあり方を検討する必要があります。

■昭和 60 (1985) 年



■平成 27 (2015) 年



■令和 27 (2045) 年

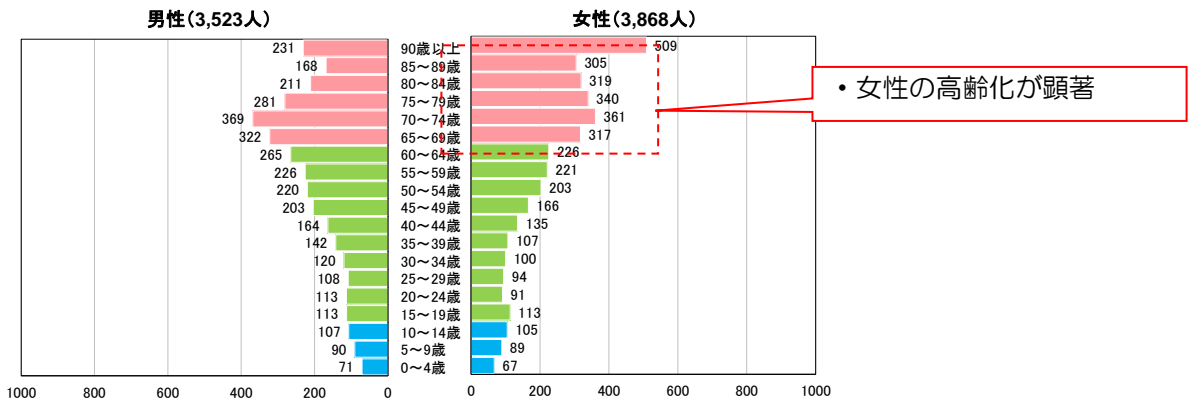
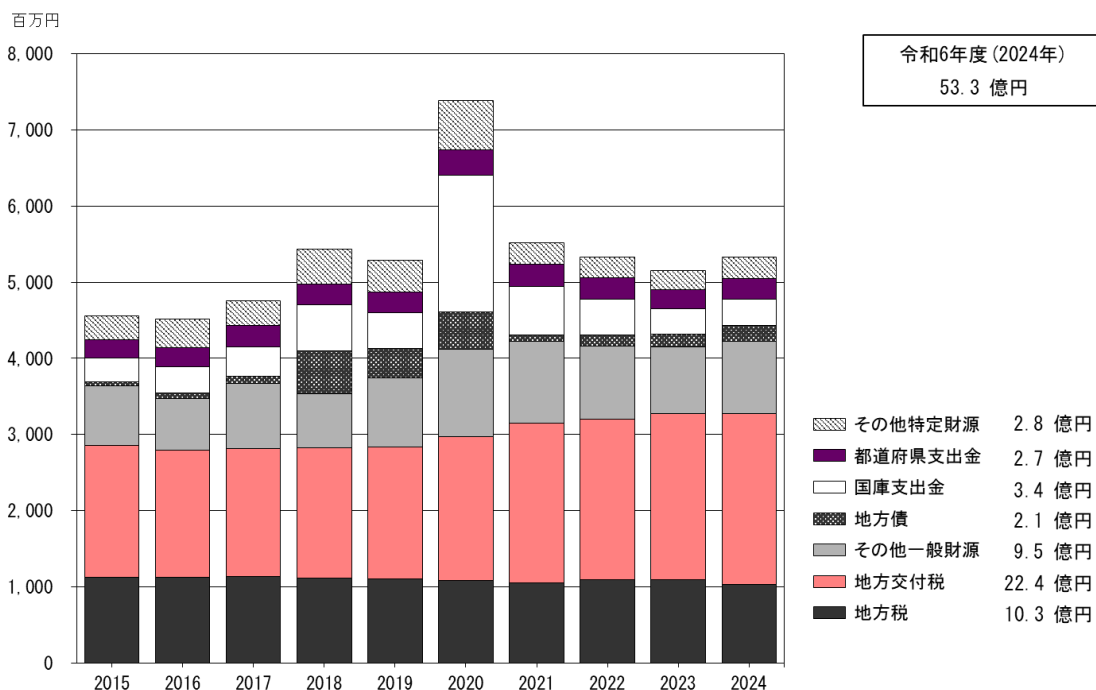


図 10 町の人口ピラミッドの推移

### 3. 財政の現状と見通し

#### (1) 歳入（普通会計）

2024年度の歳入総額（普通会計）は53.3億円で、その他一般財源が17.8%、地方交付税が42.0%、地方税が19.3%などとなっています。2018年度から2020年度にかけて交流会館や道の駅の建設に伴い、地方債や国庫支出金の歳入が多くなっています。また、2020年度においては1世帯あたり10万円の臨時給付金支給により国庫支出金、収入額ともに大きく増加しています。地方税については微減の状況が続いており、地方交付税は2019年度までは横ばいで推移していましたが、2020年度以降は増加傾向にあります。



※：グラフの小計は、四捨五入により合計と異なります。

図 11 歳入決算額の推移（普通会計決算）

## (2) 歳出（普通会計）

2024年度の歳出総額（普通会計）は50.7億円で、人件費が21.0%、補助費等が20.8%などとなっています。過去の推移をみると、人件費や扶助費が年々増加してきております。維持修繕費は、ほぼ横ばいに推移していますが、投資的経費は2018年度から2020年度にかけて交流会館や道の駅の建設を行ったことから増加しましたが、近年はほぼ横ばいに推移しています。

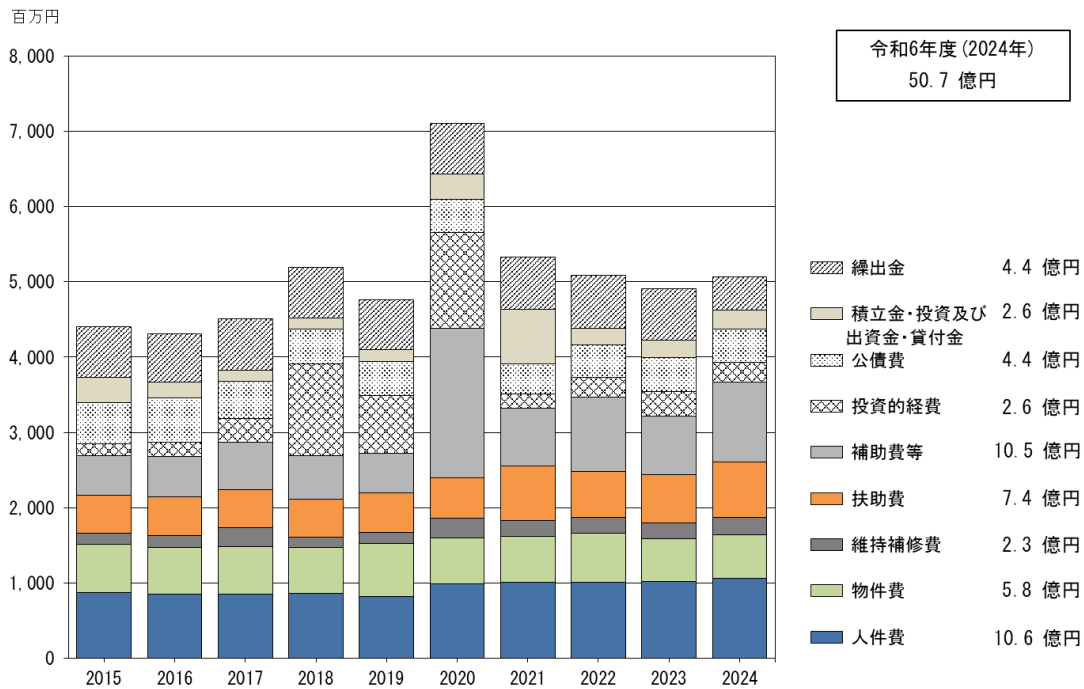


図 12 歳出決算額の推移（普通会計決算）

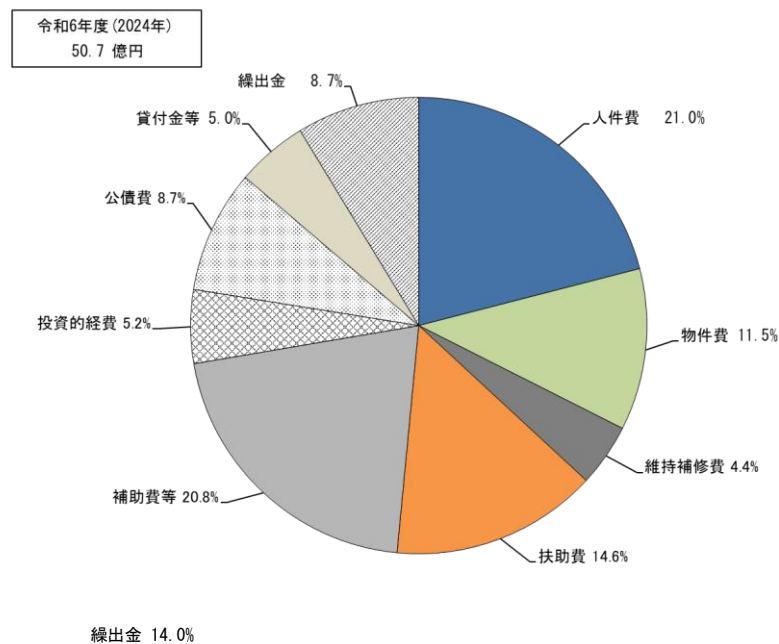


図 13 歳出決算額の性質別内訳（普通会計）

投資的経費の推移及び内訳では、2018年から2020年に大きな投資がみられましたが、そのほかの年度では、平均して2.6億円程度の経費が発生しています。

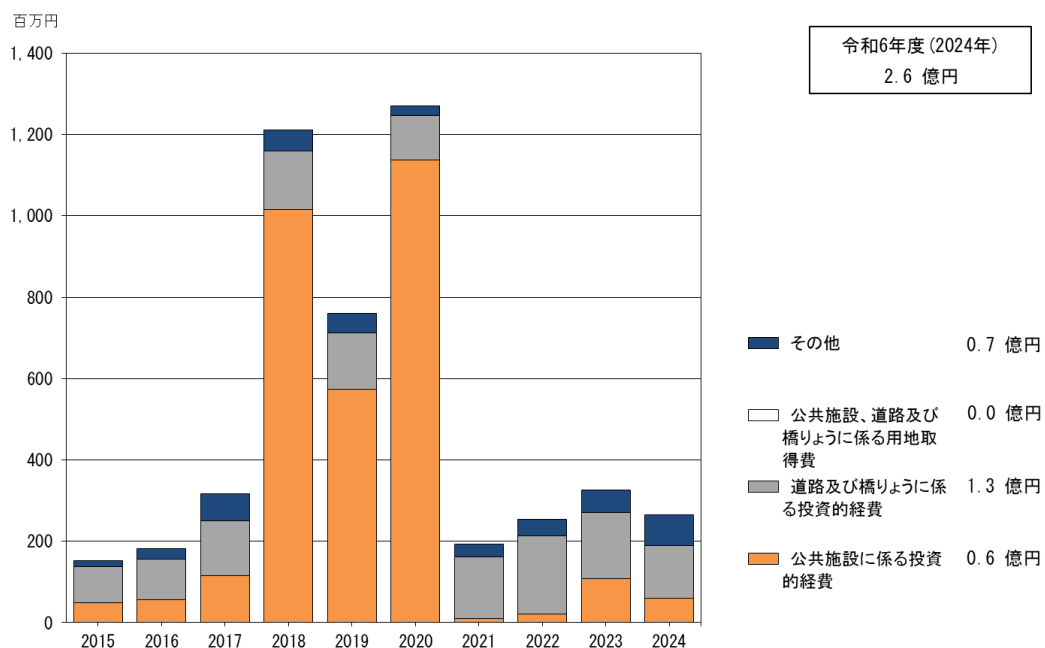


図 14 投資的経費の推移および内訳（普通会計決算）

#### 4. 修繕・更新費の将来予測

施設の修繕・更新費の将来予測にあたって、今後の方針とは別に現有施設はすべて維持するものとして、設定した頻度・金額に基づいて費用を算出します。

##### (1) 施設の耐用年数経過時に単純更新した場合の更新費用

###### ① 公共施設

本町が保有する普通会計の施設を耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合の今後40年間に掛る費用総額は373.3億円、年平均で9.3億円となります。

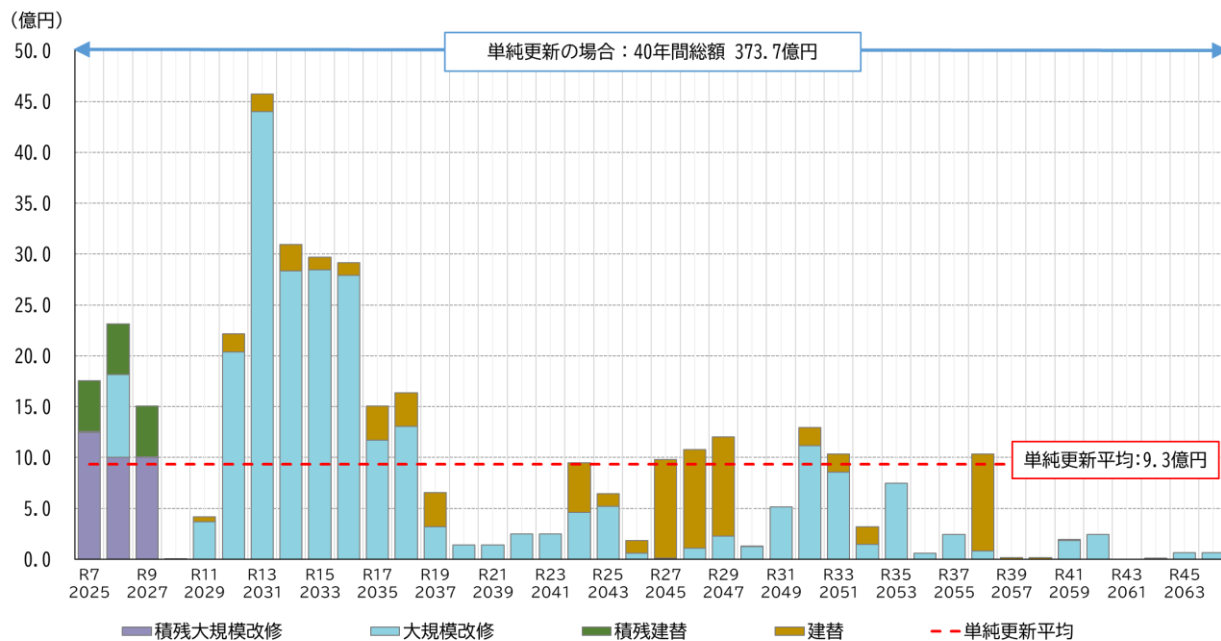


図 15 将来の更新費用の推計（公共施設）

###### ② インフラ

インフラの今後40年間に掛る更新費用総額は346.7億円、年平均で8.7億円となります。

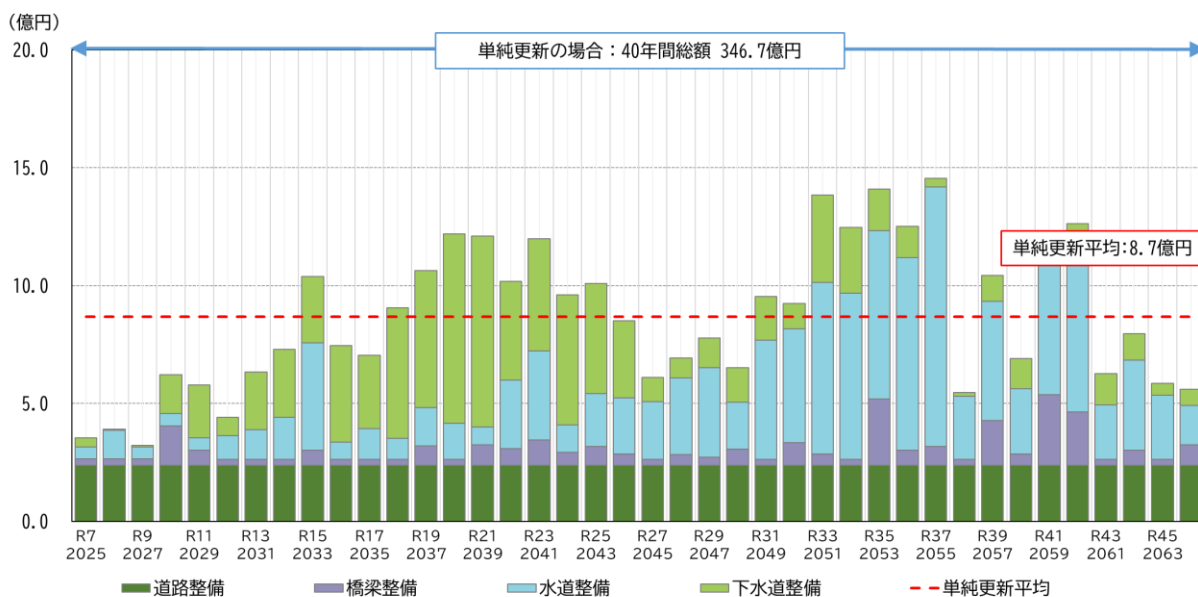


図 16 将来の更新費用の推計（インフラ資産）

### ③公共施設とインフラ

本町が保有する公共施設及びインフラを合計した今後40年間の整備額は720.4億円で、1年あたりの平均整備額は18.0億円となります。

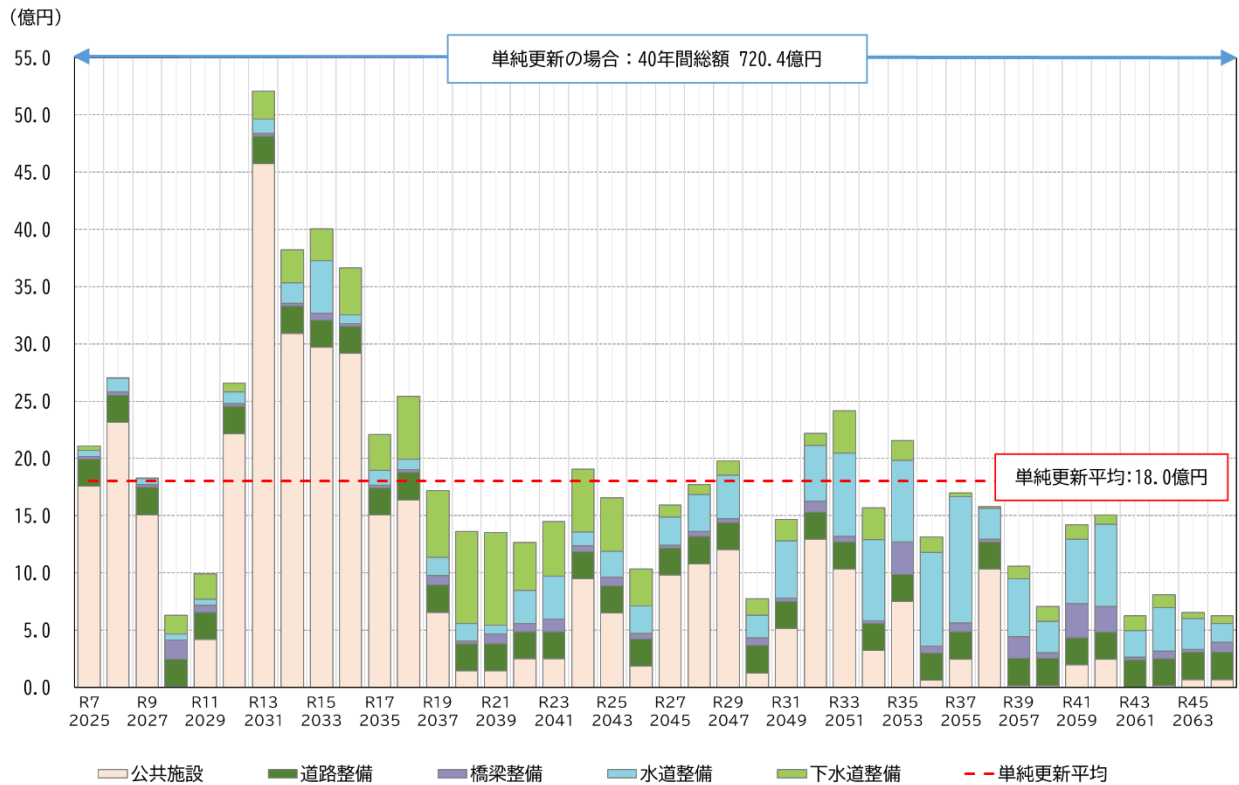


図 17 将来の更新費用の推計（公共施設とインフラ資産）

## (2) 長寿命化対策を実施した場合の更新費用

### ① 公共施設

本町が保有する普通会計の施設を耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合の今後 40 年間に掛る費用総額は 144.0 億円、年平均で 3.6 億円となります。

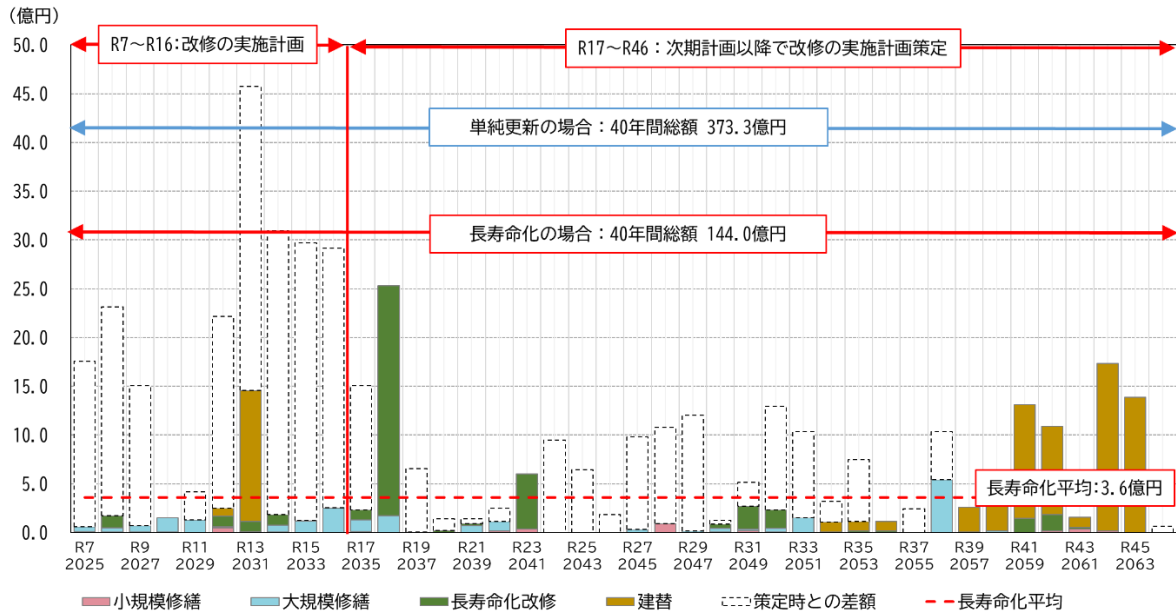


図 18 長寿命化対策をした場合の将来の更新費用の推計（公共施設）

### ② インフラ

インフラの今後 40 年間に掛る更新費用総額は 181.7 億円、年平均で 4.5 億円となります。

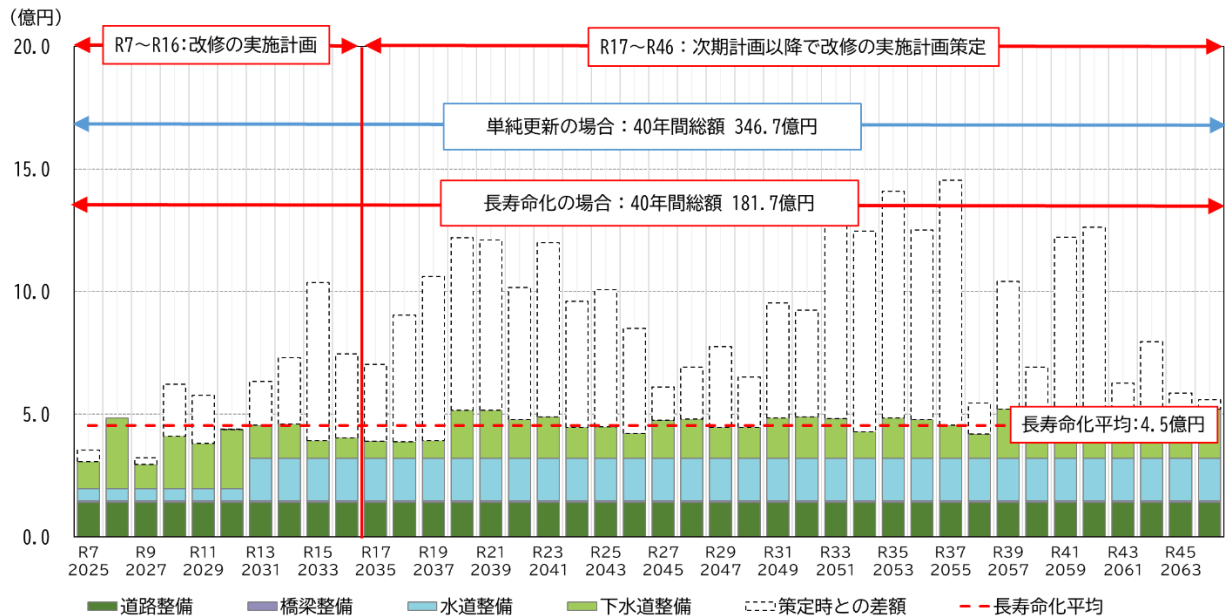


図 19 長寿命化対策をした場合の将来の更新費用の推計（インフラ）

### ③公共施設とインフラ

公共施設とインフラ資産を合計すると、今後 40 年間 394.7 億円の縮減が見込まれます。

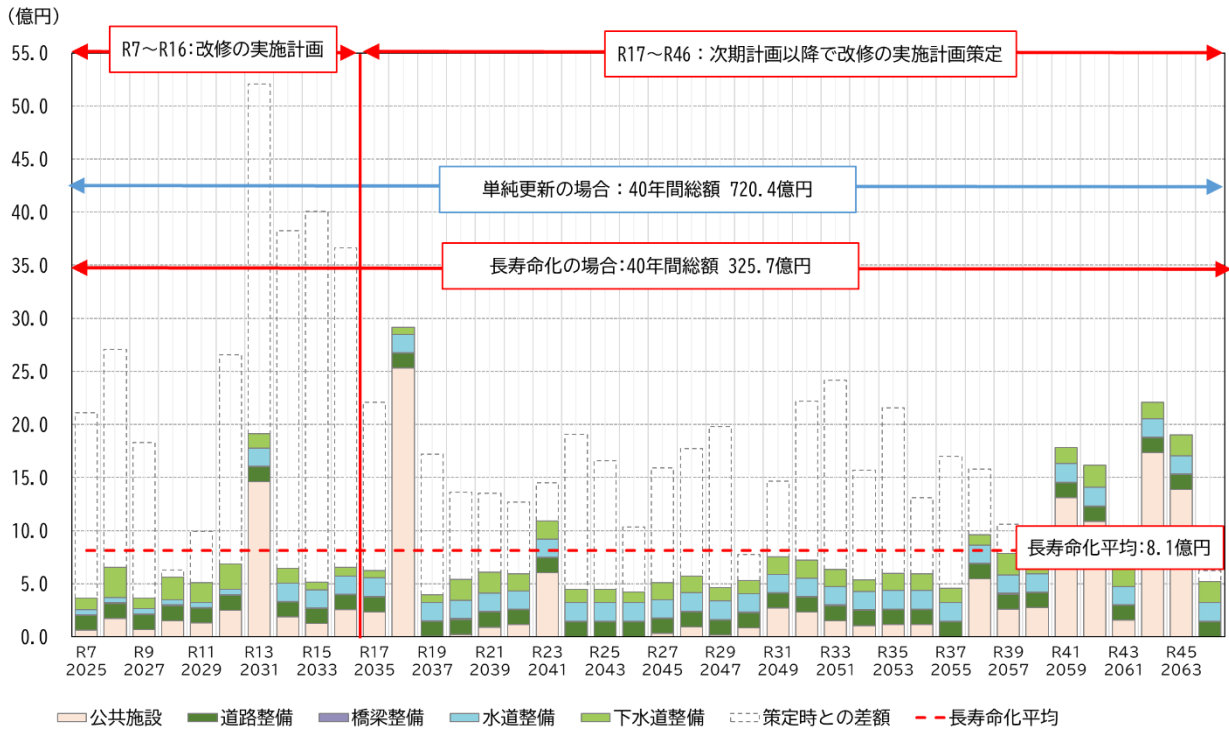


図 20 長寿命化対策をした場合の将来の更新費用の推計（公共施設とインフラ）

### (3) 長寿命化対策の効果

表 5 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

令和 7（2025）年度～令和 46（2064）年度

		維持管理・ 修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 ⑤	長寿命化対策等の 効果額⑥ (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	3.4	65.4	75.2	144.0	202.7	373.7	-229.7	4.6
	インフラ施設(b)		58.7		58.7		123.7	-65.0	3.3
	計(a+b)	3.4	124.1	75.2	202.7		497.4	-294.7	7.9
公営事業会計	建築物(c)			32.7	32.7	123.0	46.2	-13.5	0.8
	インフラ施設(d)			90.3	90.3		176.8	-86.5	0.7
	計(c+d)	-	-	123.0	123.0		223.0	-100.0	1.5
建築物計(a+c)		3.4	65.4	107.9	176.7		419.9	-243.2	5.4
インフラ施設計(b+d)		-	58.7	90.3	149.0		300.5	-151.5	4.0
合計(a+b+c+d)		3.4	124.1	198.2	325.7		720.4	-394.7	9.4

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、普通会計、公営事業会計ごとに経費の見込み及び長寿命化対策等の効果額等を示しています。

今後 40 年間の経費の見込みは、長寿命化対策後の合計④が 325.7 億円、単純更新した場合の合計⑤が 720.4 億円となり、長寿命化対策により 394.7 億円の縮減効果⑥が見込まれます。

## 第3章 公共施設等総合管理基本方針

### 1. 計画期間

本町において建設された公共施設等の数多くがこれから更新時期を迎えることを踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とし、以後、継続的な更新を行います。

また、計画期間内であっても社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、速やかに改定するものとします。

### 2. 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 総量に関する基本認識

町の人口は平成12年(2000)に13,643人を記録して以降、減少が続き、平成27年(2015)年には12,188人に減少し、今後もこの傾向が続き令和27年(2045)には7,391人まで減少することが推計されています。また、これと同時に少子化・高齢化の進展が見込まれる状況であり、施設の保有量が余剰となることが予想される一方、公共施設等に対する町民ニーズの変化が見込まれます。

今後は町民サービスの水準を維持しつつ、施設の統廃合あるいは複合化(合築)、多目的利用などにより、ソフト・ハードの両面からコンパクトな施設配置及び運営を目指すことが必要です。なお施設の統廃合の検討にあたっては、既存施設の延床面積合計が上回らないようにするなどの工夫を行うものとします。

#### (2) 修繕・更新費用に関する基本認識

公共施設等の将来更新費用を推計した結果、長寿命化等を実施した場合で今後40年間で1年あたり3.6億円(令和2年から令和6年までの5年間平均額2.7億円の1.3倍)と試算されます。

一方で、少子化に伴う生産年齢人口の減少等による町税収入の減少や高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれ、公共施設等の整備に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが予想されます。

今後は公共施設等の更新や維持管理に充てることができる財源に限りがあることを踏まえ、公共施設等の延命化や計画的な修繕・更新の取り組みを進めるなど、維持管理コストの縮減に向けた施設運営が必要です。

#### (3) 公共施設等の整備等に関する基本認識

国が推進する都市再生整備計画事業の考え方に基づいて、公共施設等のまちなかへの移転、施設の統廃合、合築などを踏まえ、「コンパクト+ネットワーク」なまちづくりを目指します。また、公共施設等の整備にあたっては施設ごとの個別計画により、修繕・更新といった投資的経費の支出額をあらかじめ想定するほか、使用しなくなった公共施設等については、本計画に基づき計画的な除却や売却を行います。

### 3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 点検・診断等の実施方針

- ・道路法の改定により5年に一度の定期点検の実施が求められることとなったことから、橋梁やトンネルなど、社会資本の安全確保のため、点検や健全度の把握を引き続き実施します。
- ・公共施設やインフラは、予防保全型管理の視点を持って、計画的な点検・診断等を実施し、劣化や損傷等の状況把握に努めます。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的な維持管理・修繕・更新を行います。今後も維持していく公共施設については、各個別施設計画の中で計上します。
- ・少子化、高齢化社会への対応として、施設の更新にあたってはバリアフリーや環境への配慮など、時代の要請や多様化する地域社会ニーズに対応するため、必要となる施設の機能向上に努めます。
- ・公共施設の更新にあたっては、機能の複合化や将来の改修容易性などに配慮した検討を進めます。

#### (3) 安全確保の実施方針

- ・町民の安全確保の観点から、日常点検、定期点検などを通じて公共施設等の劣化状況を把握するとともに、災害発生時の機能保持のため、安全性の確保に努めます。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期の供用廃止などの措置を適切に取っていきます。

#### (4) 耐震化の実施方針

- ・今後耐震化が必要となる公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラについて、引き続き検討を進めていきます。
- ・1981年度以前の旧耐震基準により建築された公共施設については、法的には耐震化は努力義務のため、耐震化を行うか検討を進めていきます。

#### (5) 長寿命化の実施方針

- ・今後も継続的に保有する施設については、計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・公共施設等の新設、改修、更新等にあたっては、多様な人々が安全で快適に利用することができるよう、施設や設備のユニバーサルデザイン化に努めます。

### (7) 脱炭素化の推進方針

- ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び田上町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設等において再生可能エネルギーの導入及び消費エネルギーの省力化を推進し、施設の脱炭素化に努めます。

### (8) 統合や廃止の推進方針

- ・人口減少時代の到来を迎え、施設の利用頻度が低い施設や老朽化が進んだ施設は、近接する類似施設との集約化や用途の異なる施設との複合化を検討します。
- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければならないものであるか、民間への振替ができないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・少子化・高齢化、人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を検討します。
- ・公共施設の保有量については、少子化・高齢化、人口減少社会の到来に対応し、施設の需要量の変化に合わせた量とサービスの最適化を図ります。

### (9) PPP/PFIの推進

- ・施設の設置、管理運営にあたっては、指定管理者制度のほか、PPP/PFIの活用を検討します。

### (10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・本計画を確実に実施するために必要となる全庁的な取組体制の構築や情報共有方策について、本町の状況を踏まえ方針を策定します。
- ・公共施設等総合管理方針に基づき公共施設マネジメントの運用を開始し、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理します。
- ・公共施設マネジメントは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく運用管理を行います。
- ・職員一人一人が経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントを進めます。

---

※：PPP・・・Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※：PFI・・・Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

#### 4. 取組体制の構築及び情報共有方策の検討

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、全体計画（本計画）のもと、各所管課による個別計画の策定を踏まえ、PDCAサイクルにより運用します。

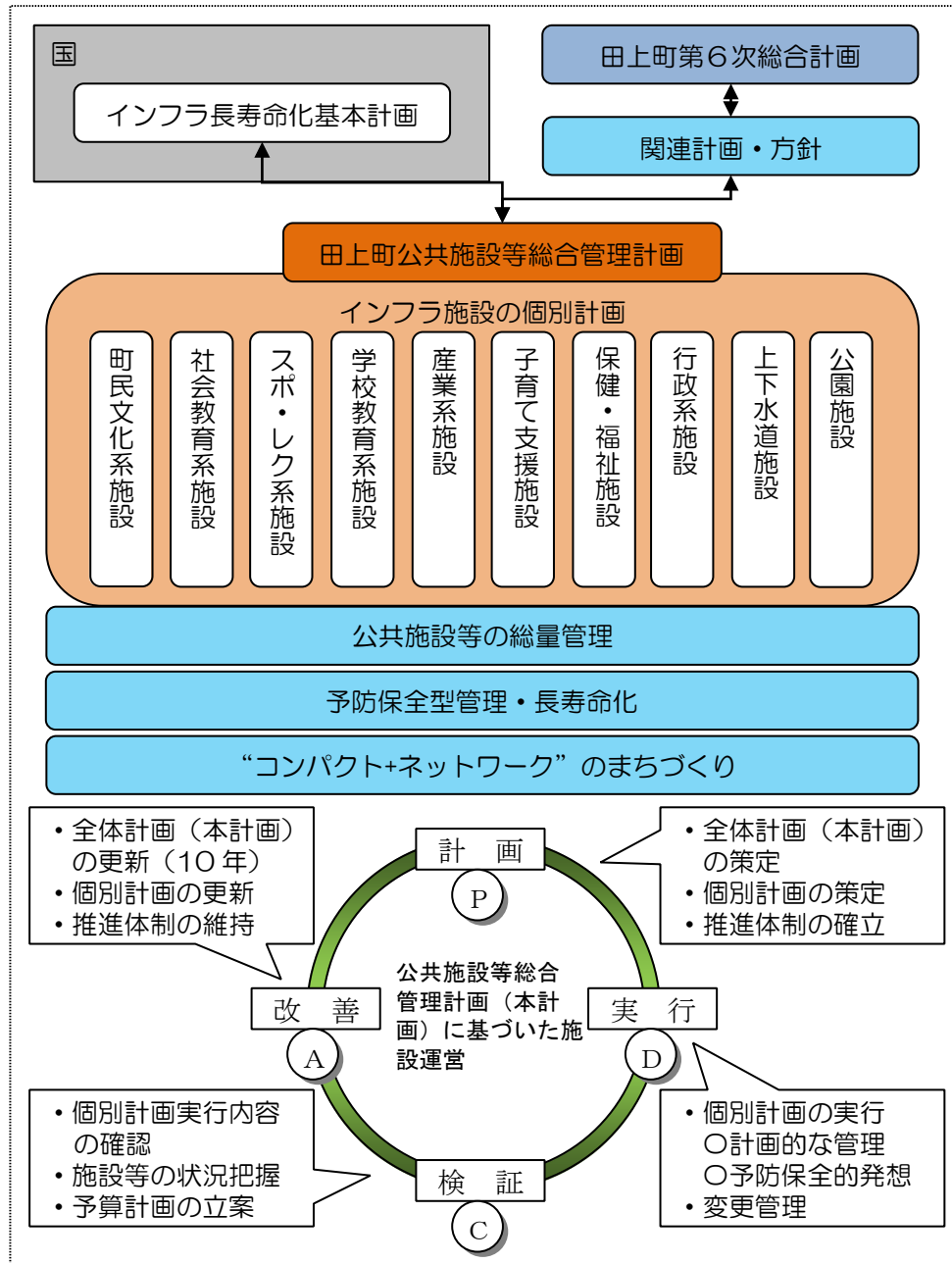


図 21 管理を実現するための体制

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 町民文化系施設

- ・「地域学習センター」は、1977 年度に整備された施設ですが、2020 年度に大規模改修及び増築を行っており、今後も引き続き適正な維持管理、計画的な改修により長寿命化を図っていきます。
- ・「田上町交流会館」については、適正な維持管理、計画的な改修により長寿命化を図っていきます。
- ・「コミュニティセンター（あい・愛）」については、適正な維持管理、計画的な改修により長寿命化を図っていきます。

### 2. 社会教育系施設

- ・「民俗資料館」は 1972 年度に建設され老朽化が進行しており、事故の発生が懸念される場合や大規模な修繕が必要になった時点で施設の廃止を検討します。施設廃止に際して、他施設に機能のみを存続させることも視野に検討を進めます。

### 3. スポーツ・レクリエーション系施設

- ・「田上町民体育館」は 1973 年度に建設された施設で老朽化が進行しています。そのため 2023 年 5 月に使用を禁止といたしました。今後、新たな体育館の建設に向けて検討を進めていきます。
- ・「羽生田野球場」については、適正な維持管理、計画的な改修により長寿命化を図っていきます。

### 4. 産業系施設

- ・「ごまどう湯っ多里館」は 2001 年度に建設された温泉施設で、2015（平成 27 年）1 月にリニューアル整備を実施しています。今後も計画的に施設の点検・修繕等を行い、予防修繕を行うとともに建物の長寿命化を図ります。

### 5. 学校教育系施設

- ・「田上小学校」、「羽生田小学校」、「田上中学校」については、適切に維持管理を行うことで建物の長寿命化を図るとともに、児童生徒が安全かつ円滑に施設を利用できるようにバリアフリー化や安心・安全の確保、さらに、多様な学習環境の整備や生活空間の快適化に配慮します。
- ・学校施設等は児童生徒の教育の場としてだけでなく、地域住民のコミュニティの拠点、さらには避難施設として利用するなど役割は多岐にわたります。施設の老朽化状況や児童生徒数の推移等を踏まえながら、地域のニーズを考慮した機能の向上を図り、施設の利活用を推進するため、学校の適正規模・適正配置については、統廃合の必要性を含め検討します。
- ・社会情勢などの変化によって利用頻度が著しく低い建物については、廃止若しくは解体撤去などを検討します。

## 6. 子育て支援施設

- ・「竹の友幼稚園」については、計画的な予防保全措置の徹底により施設の長寿命化と安全な施設環境の確保に努めるとともに、園児が安全かつ円滑に施設を利用できるように安心・安全の確保、多様な環境の整備や生活空間の快適化に配慮します。
- ・施設の劣化状況や園児数の推移等を踏まえながら地域のニーズを考慮した機能の向上を図り施設の利活用を推進します。

## 7. 保健・福祉施設

- ・「田上町総合保健福祉センター」については、計画的な施設の点検、適正な維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。
- ・「田上町デイサービスセンター」については、指定管理者と協議のうえ、必要であれば売却又は譲渡し、今後の高齢者の減少により廃止も視野に検討します。
- ・「コミュニティデイホームふれあいの家（旧母子健康センター）」は1966年度に建設された建物であり、近年利用者が減少傾向にあるため、今後は同様の施設であるコミュニティデイホームくつろぎの家との統合の検討を進めます。
- ・「老人憩の家（心起園）」は、1974年度に建設された施設で耐用年数（47年）を越えていることから2034年度までは最小限の修繕を行い使用することとし、その間に当該施設の利用状況を見ながら必要性について検討を行います。
- ・「田上町老人福祉センター」は1982年度に建設された施設で、今後も定期的な修繕・改修を行い、長寿命化を図ります。

## 8. 行政系施設

- ・「田上町役場庁舎」は、1995年度に建設された施設で、町政を担う中心拠点であるほか、災害時には対策本部が設置されるなど防災拠点であることから、計画的な改修による長寿命化を適切に行っていきます。
- ・「田上郷排水機場」については計画的な維持管理、計画的な改修により、長寿命化を図ります。

## 9. 上下水道

- ・老朽化が進行している上下水道施設については、計画的な更新の検討を進めます。

## 10. 公園

- ・「総合公園」は、定期的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、広く一般町民等が利用することから、安全で快適な利用を確保するため引き続き適切な管理を実施します。

## 11. その他の施設

- ・「椿寿荘」は、1918年度に建設された豪農の館であり、建築当時の状態を引き続き維持していきます。
- ・田上の「教員住宅」は入居者もなく、学校敷地内という立地条件もあることから、廃止若しくは他用途への変更を検討します。
- ・羽生田の「教員住宅」は利用頻度が低い状況が続いており、入居者がいなくなった時点で廃止若しくは他用途への変更を検討します。

- ・「道の駅たがみ」については、適正な維持管理、計画的な改修により施設の長寿命化を図ります。

## 第5章 更新費用の推計方法

公共施設等の更新費用試算の考え方は、後述のとおりです。

「単純に更新した場合」と「長寿命化を実施した場合」の定義は次のとおりです。

単純に更新した場合	町が保有するすべての公共施設に対して、耐用年数の 1/2 で大規模改修、耐用年数到来時に建替えると仮定した場合の試算額
長寿命化を実施した場合	各個別施設計画におけるそれぞれの試算手法を用いて、長寿命化等を実施すると仮定した場合の試算額

### ①【単純に更新した場合（公共施設）】

- (1) 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を基に、直近の物価高騰の影響を加味するため、30%増として試算しました。
- (2) 建築から法定耐用年数の 1/2 の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えを行います。
- (3) 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- (4) 2024年度時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算開始年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、試算開始年度となる2025年度から3年間の期間に均等に割り当てます。

大規模改修・建替え費用一覧

大分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	32.5 万円/m <sup>2</sup>	52.0 万円/m <sup>2</sup>
社会教育系施設	32.5 万円/m <sup>2</sup>	52.0 万円/m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系施設	26.0 万円/m <sup>2</sup>	46.8 万円/m <sup>2</sup>
産業系施設	32.5 万円/m <sup>2</sup>	52.0 万円/m <sup>2</sup>
学校教育系施設	22.1 万円/m <sup>2</sup>	42.9 万円/m <sup>2</sup>
子育て支援施設	22.1 万円/m <sup>2</sup>	42.9 万円/m <sup>2</sup>
保健・福祉施設	26.0 万円/m <sup>2</sup>	46.8 万円/m <sup>2</sup>
医療施設	32.5 万円/m <sup>2</sup>	52.0 万円/m <sup>2</sup>
行政系施設	32.5 万円/m <sup>2</sup>	52.0 万円/m <sup>2</sup>
公営住宅	22.1 万円/m <sup>2</sup>	36.4 万円/m <sup>2</sup>
公園	22.1 万円/m <sup>2</sup>	42.9 万円/m <sup>2</sup>
供給処理施設	26.0 万円/m <sup>2</sup>	46.8 万円/m <sup>2</sup>
その他	26.0 万円/m <sup>2</sup>	46.8 万円/m <sup>2</sup>

②【単純に更新した場合（インフラ資産）】

- (1) 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を基に、物価上昇等を加味し、国土交通省が公表している建設デフレーターを考慮し設定しました。
- (2) インフラ資産の耐用年数は、公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年版）に沿って設定します。
- (3) 道路は舗装の打ち換えを行うものとし、町道では一般的な共用寿命の 20 年とします。
- (4) 農道、林道については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（S43 財務省）の道路資産価値評価基準によるものとします。
- (5) 橋梁については、法定耐用年数の 60 年とします。
- (5) 水道管については、法定耐用年数の 40 年とします。
- (6) 下水道管については、法定耐用年数の 50 年とします。

道路更新費用一覧

道路種別	更新年数	更新単価
1 級町道	20 年	5,900 円/m <sup>2</sup>
2 級町道	20 年	5,900 円/m <sup>2</sup>
その他の町道	20 年	5,900 円/m <sup>2</sup>
農道・林道 (As 道・Co 道)	48 年	3,400 円/m <sup>2</sup>
林道 (砂利道)	48 年	1,700 円/m <sup>2</sup>

橋梁更新費用一覧

道路種別	更新年数	更新単価
P C 橋	60 年	564,000 円/m <sup>2</sup>
R C 橋	60 年	564,000 円/m <sup>2</sup>
鋼橋	60 年	664,000 円/m <sup>2</sup>
石橋・木橋	60 年	564,000 円/m <sup>2</sup>

※P C 橋は、あらかじめ応力を加えたコンクリート材で建設された橋梁をいう。

※R C 橋は、鉄筋コンクリートで建設された橋梁をいう。

※令和 7 年 3 月時点で更新時期を迎えているものについては、負担を分散軽減するため更新費用を 5 年間均等に割り当てます。

トンネル更新費用一覧

トンネル	更新単価
更新	4,508,000 円/m

上水道更新費用一覧

種別	更新年数	更新単価
導水管・300 mm未満	40年	132,000 円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	150,000 円/m
送水管・300 mm未満	40年	132,000 円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	150,000 円/m
配水管・50 mm以下	40年	128,000 円/m
〃 ・75 mm以下	40年	128,000 円/m
〃 ・100 mm以下	40年	128,000 円/m
〃 ・125 mm以下	40年	128,000 円/m
〃 ・150 mm以下	40年	128,000 円/m
〃 ・200 mm以下	40年	132,000 円/m
〃 ・250 mm以下	40年	136,000 円/m
〃 ・300 mm以下	40年	140,000 円/m
〃 ・350 mm以下	40年	146,000 円/m

下水道更新費用一覧

種別	更新年数	更新単価
下水道管	50年	195,000 円/m

③【長寿命化対策をした場合】

長寿命化対策を実施した場合の金額については、以下に示す個別施設計画などにより試算した金額を根拠としております。

【長寿命化等更新費用の根拠資料】

対象		根拠資料
普通会計建物		各個別施設計画
普通会計インフラ	道路・橋梁	決算額から推計
公営事業会計建物 ・インフラ	上水道	田上町水道事業経営戦略
	下水道	田上町下水道事業経営戦略 田上町下水道ストックマネジメント計画